

当事務所が定める弁護士費用（着手金、報酬金、手数料及び旅費日当）及び実費は、次のとおりです。

なお、現実に外部に対して支払を要する実費以外については、消費税を別途お預かりします。

（適用税率= 10 %）

## 第1 法律相談等

### 1 法律相談

#### (1) 初回相談

1時間まで無料です。

これを超える場合、30分ごとに5,000円（事業関連は10,000円）です。

#### (2) 2回目以降

30分ごとに5,000円（事業関連は10,000円）です。

### 2 書面による鑑定

複雑、特殊でない場合は、100,000円から300,000円の範囲内で定めます。

## 第2 成功不成功がある事件（債務整理関係を除く）

### 1 時間制報酬方式と着手金報酬金方式

#### (1) 時間制報酬方式

1時間あたり 20,000 円です。

#### (2) 着手金報酬金方式

次項以下により定めます。

### 2 経済的利益の確定（基準1）

#### (1) 経済的利益を求める事件について

ア 原則として、求める経済的利益（着手金の場合）及び得られた経済的利益（報酬金の場合）を基準とします。

算定不能または困難な場合、当初の着手金計算において経済的利益の額を 2,000,000 円とし、算定が可能となった後に、追加着手金または報酬金で調整します。

イ 次の事件では、アの額に右欄の率を乗じた額を経済的利益とします。

財産分与	0.7
遺産分割	0.6
遺留分減殺	0.85

ウ 次の事件では、月額に右欄の数を乗じた額を経済的利益とします。

婚姻費用	24
養育費	36
扶助料	36

（いずれも減額の場合を含みます。この場合、減少額を月額とします。）

（例）・相手方に対して1,000,000円の支払いを求める場合、あるいは相手方から1,000,000円を請求されて1,000,000円全額の支払を拒絶する場合、経済的利益は1,000,000円です。

・月額婚姻費用が5万円の場合、経済的利益は120万円です。

エ 不動産事件の経済的利益は、固定資産税評価額を基準とし、但し最低額を2,500,000円とします。

(2) 経済的利益を求めない事件について

事件が1つの場合、みなし経済的利益を 3,000,000 円とするのを原則とし、事案によって減額または増額します。

関連する事件が2つ以上となる場合、2つめ以上の事件ごとに 1,000,000 円を加算した額をみなし経済的利益とするのを原則とし、事案によって加算額を減額または増額します。

(例) ・離婚の場合、みなし経済的利益は 3,000,000 円です(同時に親権を求める場合は、離婚に吸収して、全体を1件とします)。

・離婚と子の引渡しを求める場合、離婚について 3,000,000 円、子の引渡しについて 1,000,000 円の、合計 4,000,000 円がみなし経済的利益となります。

(3) 経済的利益を求める部分と求めない部分が混合する事件について

(1) で求めた額の 60 %相当額と 3,000,000 円の合計額をみなし経済的利益とします。

(例) ・離婚と慰謝料 3,000,000 円を求める場合

離婚分 3,000,000 円  
 慰謝料分 3,000,000 \* 60 % = 1,800,000 円  
 合計 4,800,000 円

3 基準となる費用の算出 (基準2)

基準1で求めた経済的利益に対し、手続類型ごとに一定の割合をかけて、基準となる費用(着手金及び報酬金)の額を求めます。

ただし、着手金について、手続類型ごとに最低額を定めます。

手続類型ごとの割合(上段が着手金、下段が報酬金)及び着手金の最低額は次表のとおりです。

手続類型	経済的利益の額				着手金の最低額	
	300万円以下の部分	300万円超3000万円以下の部分	3000万円超3億円以下の部分	3億円超の部分		
民事調停	5 % 16 %	3 % 10 %	2 % 6 %	1 % 4 %	100,000	
民訴訟	一般(次の2類型以外。行政訴訟を含む)	8 % 16 %	5 % 10 %	3 % 6 %	2 % 4 %	200,000
	少額、手形、小切手	4 % 8 %	2.5 % 5 %	1.5 % 3 %	1 % 2 %	50,000
	督促手続、訴え提起前の和解	2 % 4 %	1 % 2.5 %	0.5 % 1.5 %	0.3 % 1 %	50,000
人訴訟	調停	5 % 16 %	3 % 10 %	2 % 6 %	1 % 4 %	150,000
	訴訟	8 % 16 %	5 % 10 %	3 % 6 %	2 % 4 %	240,000

経済的利益の額 ↓ 手続類型		経済的利益の額				着手金の最低額
		300万円以下の部分	300万円超 3000万円以下の部分	3000万円超 3億円以下の部分	3億円超の部分	
家 審 法	調停	5 %	3 %	2 %	1 %	150,000
		10 %	6 %	4 %	1 %	
	審判（別表二）	7 %	5 %	2 %	1 %	200,000
10 %		6 %	4 %	1 %		
保全処分	3 %	2 %	1 %	0.5 %	150,000	
	6 %	4 %	2 %	1 %		
強制執行	4 %	2 %	1 %	0.6 %	100,000	
	8 %	4 %	2 %	1.2 %		
保全処分	6 %	4.5 %	2.5 %	1.5 %	150,000	
	12 %	9 %	5 %	3 %		
交渉（契約締結を含む）	2 %	1 %	0.5 %	0.3 %	100,000	
	8 %	4 %	2 %	1.2 %		

#### 4 地位（原告被告等の別）による調整（基準3）

被告、相手方等の場合、基準1及び2で求められた額から 15 %減額します。

ただし、家事審判事件及び人事訴訟事件のうち、財産的給付を求めるもの以外についてはこの調整は行いません。

#### 5 専門分野事件、特殊分野事件による調整（着手金のみ）（基準4）

専門分野事件（医療、建築、会社、行政）及び事件の経緯においてこれらが関連する事件の最低額は 700,000 円です。

特殊分野事件（境界確定など）の最低額は 300,000 円です。

#### 6 顧問先による調整（基準5）

顧問先の場合、基準1ないし4までで求められた額から 20 %減額します。

#### 7 その他事情による調整

事案の難易度、予想される必要期間、その他の事情により、基準1ないし5までで求められた額から増額しあるいは減額することがあります。

#### 8 当初経済的利益の額と最終経済的利益の額による調整（報酬金のみ）

当初の経済的利益の額と、最終的な経済的利益の額が異なる場合、報酬金の計算において、次のとおり処理します。

##### (1) 当初額が、最終額より少ない場合

当初額を基準として計算した着手金の額と、最終額を基準として計算した着手金の額との差額を、報酬金に加算します。

##### (2) 当初額が、最終額より多い場合

最低着手金額が適用された場合を除き、前項の差額の 25 %相当額を、報酬金から控除します。

なお、控除額が、最終額を基準に計算した報酬金の額を上回っても、着手金は返金しません。

(例) ・当初額による着手金が1,000,000円、最終額による着手金が1,500,000円、報酬金が3,000,000円の場合、この報酬金額に500,000円 (=1,500,000-1,000,000) を加算し、最終的な報酬金額は3,500,000円

となります。

・当初額による着手金が1,000,000円、最終額による着手金が600,000円、報酬金が1,200,000円の場合、この報酬金額から100,000円  $(=(1,000,000-60,000) \times 25\%)$  を控除し、最終的な報酬金額は1,100,000円となります。

・当初額による着手金が1,000,000円、最終額による着手金が100,000円、報酬金が200,000円の場合、この報酬金額から225,000円  $(=(1,000,000-100,000) \times 25\%)$  を控除すると、-25,000円となりますが、この場合返金はありません。

## 9 手続を継続して受任する場合

1つの事件について複数の手続を継続して受任する場合、費用の計算は次のとおりです。

### (1) 着手金

ア 審級の別がない事件（調停から審判の場合を含む）では、先行手続で受領した着手金（先行手続が複数ある場合、その全てで受領した着手金）の 75 %相当額を、後続手続の着手金に充当します。

イ 審級の別がある事件では、上級審の着手金は、基準1から5により求めた額の 30 %相当額とします。

### (2) 報酬金

ア 報酬金は、審級ごとに、基準1、2、4及び5により計算します。

イ 原審終了時点で、原審報酬金の 25 %相当をお支払いいただきます。

ウ 上級審終了時点で、控訴審報酬金のみをお支払いいただきます。

ただし、イで支払済みの原審報酬金は、上級審報酬金に充当します。

なお、上級審報酬金が、イで支払済みの原審報酬金を下回る場合でも、原審報酬金は返金しません。

## 第3 成功不成功がない事件

### 1 金額の多寡がある場合

申立により成果が確実に見込まれる事件のうち、契約書作成及び遺言書・死因贈与契約書作成についての手数料の額は、次のとおりです。

#### (1) 経済的利益の確定

1回的な契約では、契約に定める額を経済的利益の額とします。

継続的契約については、単位となる金額に 24 を乗じた額を、経済的利益の額とします。

遺言書・死因贈与契約書作成では、遺産・財産総額の 50 %を基準とします。

#### (2) 基準となる費用の算出

(1) で求めた金額に対し、次の表に定める割合をかけて基準となる手数料の額を求めます。

ただし、最低額を定めます。

手続類型	経済的利益の額				着手金の最低額
	300万円以下の部分	300万円超 3000万円以下の部分	3000万円超 3億円以下の部分	3億円超の部分	
	6 %	1 %	0.3 %	0.1 %	150,000

#### (3) 顧問先による調整

顧問先の場合、基準となる手数料の額から 20 %減額します。

## 2 金額の多寡がない場合

それぞれ次表のとおりです。

簡易な自賠償請求	請求額1,500,000円以下	30,000	
	請求額1,500,000円超	2 %	
内容証明作成	弁護士名あり	50,000	
	弁護士名なし	30,000	
証拠保全	同一事件ごと	1箇所目	300,000
		2箇所目以降、1箇所ごと	100,000
成年後見人選任・変更		150,000	
家事審判手続 法別表一事件	対象者ごと	申立人1人目	70,000
		2人目以降、1人ごと	30,000
年金分割割合確定		150,000	

## 第4 債務整理関係

### 1 任意整理

#### (1) 着手金

ありません。

#### (2) 報酬金

次の合計金額です。

ア 約定残債務からの減少額の 10 %相当額

イ 1社あたり 15,000 円

ウ 過払金取戻額の 18 %相当額（ただし、訴訟提起を要した場合は 23 %相当額）

### 2 破産申立（個人）、再生申立（個人）

#### (1) 着手金

債権者数が20社以下の場合 250,000 円

債権者数が20社を超える場合、超過1社あたり 20,000 円

#### (2) 報酬金

ありません。

### 3 破産申立（法人）、再生申立（法人）

#### (1) 着手金

債権者数が50社以下の場合 700,000 円

債権者数が50社を超える場合、超過1社あたり 50,000 円

#### (2) 報酬金

ありません。

#### (3) 支払管理手数料

認可後、支払を管理する必要がある場合、その期間中、債権者数に 1,000 円を乗じた額を、毎月お支払いいただきます。

## 第5 旅費・日当、実費

### 1 旅費

(1) 自家用車による移動の場合は、次表のとおりです。

目的地	出発地（受任事務所ごと。往復）			
	鹿児島	(km)	鹿屋	(km)
鹿児島			2,000	100
加治木	1,300	65	3,000	150
鹿屋	2,000	100		
川内	2,000	100	4,800	240
知覧	1,400	70	2,700	135
伊集院	800	40	2,800	140
出水	3,800	190	7,900	395
指宿	1,800	90	3,200	160
大口	3,200	160	4,900	245
大隅	3,200	160	1,300	65
加世田	1,600	80	3,000	150
宮崎	6,400	320	2,200	110
日南	4,900	245	3,200	160
延岡	9,900	495	7,600	380
都城	3,200	160	2,100	105
その他	往復移動距離(Google Mapの推奨ルートを基準) 1Kmあたり20円			

(2) 自家用車以外の手段による移動の場合は、実費としてお支払いいただきます。

なお、Google Mapの推奨ルート（自動車）により算出する距離が、往復400kmを超える場合（（1）の場合を除く）には、原則として自家用車以外の交通手段により移動するものとします。

## 2 日当

- (1) 一歴日における移動及び期日出廷による合理的拘束時間が1時間を超過する場合に、超過時間30分ごとに 4,000円とします。
- (2) 同一の機会における委任事務処理が複数の歴日に渡る場合は、各歴日ごとに前号の基準により算出し、これを合算します。
- (3) 一歴日における日当の上限は、80,000円とします。

## 3 実費

次表のとおりです。

種別	金額
謄写料（事務所内謄写分）	モノクロ 12 円/1枚
	カラー 25 円/1枚
通信費（電話）	不要
その他	実費

以上

2019年10月1日改訂  
（同日より適用）